

(概要書)

経済事件における 違法行為の事実認定・立証と執行制度の在り方についての 民事・刑事・行政分野の総合的研究

越 知 保 見

1 問題意識と本論文の独自性・創造性

(1) 問題意識

筆者は経済法及び商事法の専門家であり、実務家として、20年にわたり日米欧の実務に携わってきた経験を持っている。商事法・経済法の分野では筆者が実務家として活動してきた1980年代以降、世界では、一方で規制緩和の流れがあり、他方で社会主義システムの崩壊があり、市場経済の重要性が格段に高まり、市場経済を適切に機能させるための競争法・証券取引法・その他の各種の経済法規の重要性が飛躍的に向上した。市場経済化は、事前規制から事後規制への流れを促し、違法行為に対するサンクションが強化された。

この流れ自体は日本でも同じであるが、日本では事後規制違反に対する監視や執行制度のあり方が不十分ないし不適切な面があり（刑事事件で司法取引ができず、課徴金の金額について裁量のない機械的な算定となっているのはその典型的な例である）、また違法行為か否かを最終的に認定する機関である裁判所も経済事件の処理に慣れていないため、あるいは一般的な刑事事件での供述調書依存が染みついていることにより、客観証拠を適切に評価することができないため、違法行為を認定できる決定的な証拠がありながら、違法行為の存在を否定した先例が独禁法のカルテル・談合事件においては少なからず存在する。

本研究は、市場経済の利点が正しく発揮できるよう、このような日本の問題に対処するための事実認定、執行制度についての総合的研究を意図するものである。

(2) 取り組みの経緯

筆者の取り組みは、まず「欧米独占禁止法の解説」（商事法務2000年）において市場経済の要である競争法について、欧米の制度を判例の展開を詳細に追いながら解説した著作をあらわし、次いで「日米欧独占禁止法」（商事法務2005年）を著し、欧米の制度・学説判例の展開と日本の制度・学説判例の展開についての概括的な比較研究を行っている。同書は本論文における研究の土台をなすものとなっている。

(3) 本論文の独自性・創作性

市場経済を規律する体系を考えるには、いかなる違反行為を取り締まるか、どのようなサンクションを規定するかという基本的な制度設計の問題のほかに、違反要件についてどのように事実認定と立証を行うか、違反行為の取り締まりのためにどのような執行制度が必要かも重要な問題であり、違反行為に対する制裁を強化する場合、実務上、激しく争われるのは、実は、こうした問題であることが独禁法違反事件の執行の経験である。このような問題については、民事・刑事・行政分野の横断的・総合的な研究が必要であるが、研究者も縦割りであり、このような研究分野を横断した総合的研究がなされることはなかったと思われる。

(4) 本論文の構成

第1部は、事実認定と立証の問題を取り上げるもので、独占禁止法のカルテル・入札談合の「意思の連絡」に関する事実認定・状況証拠の活用の仕方、要件事実論についての詳細な研究を行った。これは独禁法固有の問題のように見られがちであるが、村木事件で、村木氏の指示があるか否かの問題でも、究極的には、村木氏と係長の間意思連絡の証拠を示せるかであり、意思連絡の立証は、経済事件における事実認定と証拠収集・状況証拠の活用についての基礎と位置付けられるものである。

第2部では、執行システムに関し、独立行政委員会と審判手続という独禁法の執行システムを取り上げ、その意義と従来解釈論の問題点と新たに提言されている制度設計(独禁法手続改正法案)についての評価を行っている。

第1部、第2部は独禁法を中心とした研究であるが、第1部は要件事実論などの民事法、第2部は行政救済論などの行政法についての解釈論・制度論を論じるものとなっている。

これに対し、第3部は、独禁法のみならず、経済活動に関する事件について、行政手続以外のサンクションである刑事手続について、その証拠収集・立証手法についての問題を検討し、併せて刑事事件と行政事件の振り分けなどサンクションのあり方について総合的に検討するものである。

2 カルテル・入札談合における審査の対象・要件事実・状況証拠(第1部概要)

第1部は、不当な取引制限、特にいわゆるハードコアカルテルに関する事実認定・立証責任・事実の推認と事実上の立証活動の負担(以下「立証負担」という。)、要件事実論との関係(主要事実と間接事実の区別、その立証方法)に焦点をあて、同違反行為の独占禁止法上の要件が裁判規範においてどのように機能するか又はするべきかについての指針を与えることを目的としている。

従来の実務ではこの相互拘束を私法上の合意と平行に理解し、合意の成立した日時についての特定を要求する結果、合意が存在することが明白であるにもかかわらずその成立日を争い審査官が主張した合意の成立日と異なる日が合意の成立日であった場合カルテルの立証に失敗するかのよう実務が行われていた。実際に特定の日時である8月31日の会合によってはカルテルは成立していないとして、その他の当事者間に争いのない事実からカルテルの合意を認定することが十分可能な事案においてもカルテルが否定された事案が存在した（三菱ビルテクノ事件）。

第1章では、欧米との比較研究から、カルテルの立証対象は特定の日時における合意の成立ではなく、合意が存在することであることを検証し合わせていかなる客観的証拠・間接事実から合意の存在が認定できるかについて民法の要件事実論で用いられるブロックダイアグラムを活用しつつ重要な間接証拠がどのようなものであり、どれだけ事実があればカルテルの合意の認定に十分であることを明らかにした。

これまで、ハードコアカルテルに関する事実認定の問題は、不当な取引制限の行為要件である「共同して、相互にその事業を拘束し、又は遂行すること」(相互拘束又は共同遂行)の解釈問題ととらえられ、学説上、相互拘束と共同遂行の関係に多くの学説が生まれるに至った。今日では、どの学説に立とうと、(東芝ケミカル事件の先例に依拠して)相互拘束又は共同遂行は意思の連絡で足りると解されることから、日本と欧米のカルテルの規制範囲に違いはないものと解されがちである。しかし、実務的には、その対象が何か、その立証方法などについて、カルテルの規制範囲には、欧米と日本の間に大きな差異があり、日本の審判・裁判においては、今日の欧米では論点になり得ないような問題について延々と主張が行われ審判の遅延が生じる原因となっている。

なお、「共同して、相互にその事業を拘束し、又は遂行すること」の意義について、法文上は、合意という用語は使われていないものの、アメリカ反トラスト法やEC競争法で、合意という言い方が使われているため、日本法でも、合意という言い方がよく使われ、本書でも、合意という用語を用いている箇所が多い。この場合の「合意」とは私法契約上の合意でないことが今日の欧米の当然の前提であり、独禁法2条6項の定義規定は、そのことを明言するために規定されたものであると考えられるにもかかわらず、定義規定の趣旨に反して、カルテル・入札談合に関する実務は、私法上の「合意」概念に引きずられて、本来、価格を上昇させる旨の合意(価格カルテル)や受注予定者を話しあって決める(入札談合)などの単純な合意の存在で足りるはずのカルテル・入札談合の行為要件(共同行為)に過度の特定性・明確性を求めることにより、条文で要求されていない要件が付加されて審理の遅延・執行の停滞を招いているように思われる。本研究は、ハードコアカルテルに関し、欧米において、ハードコアカルテルの「合意」はきわめて単純化されていることを明らかにし、不当な取引制限の要件、特に行為要件である共同行為に関し、欧米の解釈論と整合的な不当な

取引制限の行為規定の解釈を確立することを目的としている。

第2章は、第1章の筆者の提言が、平成20年に下された判審決で多くの点が採用され、カルテル・入札談合についての判例に画期的な進展が見られることになったことを明らかにする。カルテルについては、種苗事件において、カルテルの価格引上げの合意が抽象的なもので足り、本件合意の徴表やその成立時期、合意をする動機や意図についての認定が必要であるとの主張を排斥し、また合意の成立時期の立証も必要ないものとされた。談合に関しては、本来の競争入札のルールとは相容れない別のルールに従って入札がなされていることが推認することができるならば違法行為を認定できるとし、受注過程自体の詳細な認定を行うまでもなく、事業活動の拘束が認定できるとした(大石組入札談合審決取消訴訟東京高裁判決、下水道ポンプ事件審決取消訴訟東京高裁判決)。刑事事件においても、不当な取引制限罪が継続犯であることが明言された。第2章は、これらの判決により、どこまで、意思連絡という経済事件の中核的概念の事実認定の改革が進み、残された課題が何かを明らかにした。

第3章は、第1章における筆者のもう一つの重要な主張である「将来の価格・受注希望についての情報の交換は、カルテル・談合の決定的証拠であるとの主張が、東芝ケミカル事件東京高裁判決理論の帰結であるにもかかわらず、いまだ、審判決において十分に活用されておらず、合意の認定に依然として調書による自白が重視されている現状を指摘し、さらなる改革のための方向性を示唆する。本章は、将来価格・受注希望についての情報交換についても先例として、重要な論点を含む3つの事例を徹底的に分析することで、客観証拠からの事実認定のあり方について示唆を行うものである。

第3章は、多摩談合事件判決とともに、第5判決に至った重要な先例であり、ポリプロピレン事件東京高裁判決、同じく、審決が東京高裁で一度は取り消された区分機事件差戻し審東京高裁判決について、事件処理の経緯を含めて、分析を行うものである。取り上げた事例のうち、多摩地区の都市開発公社が発注する土木工事についての談合事件に関する審決の審決取消訴訟について平成22年3月19日付け判決は、それ自体談合の決定的証拠とされるべき将来の入札希望情報を、個別調整の証拠とならない(自由で自主的な営業活動の範囲とする)としたがそのような解釈の問題性、そのような解釈に至ったことについて、手続・事件処理の問題を総合的に検討する。

手続・事件処理も論点は、それにより、あるべき訴訟維持の方法、事実認定の手法を明らかにすると同時に、公取委における事実認定手続をどのように制度設計するかに密接にかかわってくることを示唆し、第1部と第2部の議論の架橋を試みている。

3 違法行為是正のための執行制度の研究(第2部)

第 2 部では、独禁法と行政法のかかわりを論じ、違法行為を是正するための執行手続のあり方について論じるものである。

公取委の執行手続は、公取委自身が主催する審判手続という独特の手続によって行われてきた。この手続は判例上争訟的な聴聞手続であるとされているが、通説は事実審的な裁判手続でありそのような裁判手続を公取委が有していることから公取委は準司法的機関であるとの理論が形成され公取委の判断に実質的証拠法則が働くことから東京高裁の判断は事後審的なものであるとの理論が形成されていた。

このような公正取引委員会の執行手続のあり方がここ数年大きな議論を呼んでおり、現行審判を廃止し、新たな聴聞手続(以下「新し手続」という。)を設ける法案が国会の決議を待つ状況であり、筆者の研究はこの論議の進展に合わせる形で発表された。第 2 部はこれを一つに整理し、公取委の執行手続をめぐる理論の問題点を明らかにし、改正の意義、改革の方向性を明らかにするものである。

第 2 部では実質的証拠法則、準司法的機関、準司法的手続、審判手続の意義について、米国と EU 英独仏の執行手続の比較研究を行い実質的証拠法則、準司法的機関、準司法的手続、審判などの手続におけるキーワードを再構築するものである。そして、いわゆる独禁法手続改正法案が聴聞手続としての独禁法執行手続の原点に回帰したものであること、そのような原点回帰により、十分な理由付けを持って行われている独禁法執行手続が他の行政手続に影響を与えることになり、独禁法事件の先例が行政事件の先例としてより影響を及ぼすものとなる点を検証すると同時に過去の審判手続きの運用及びその位置づけの誤りがカルテル入札談合事件における常識外れの審査期間の遅延を招いてきたことを検証する。

第 1 章は、手続の在り方についての議論を整理し、考えられる手続とくに事実審的性格の事前審判と新し手続を比較した後、新し手続の個別論点・運用の方向性を展望するものである。本章は、公正取引 2011 年 2 月号の常岡孝好教授の「独占禁止法における事前手続と不服申立て手続のあり方に示唆を受けて、改正案の論点と改正の方向性について論じるものである。本章は、筆者の独禁法の審判・執行手続についての研究を要約するものとなっている。新し手続は、原点回帰法案という実質を持っており、この手続をボトムラインに手続保障と法の正義の迅速な実現を考えると、どのように制度を修正すれば良いかがわかりやすくなり、日本の行政手続法の運用の改革に資する面が大きい。その意味で、筆者は、今回の改正は、審判を廃止するのではなく、審判の事実審的な理解を廃止するものであると考えており)、その点から新し手続を評価したいと考えるのである。

第 2 章は、行政裁量と実質的証拠法則・明白の原則の関係を明らかにするものである。司法改革の論議の中で、ジュリスト 1240 号から 1250 号(2003 年 3 月 1 日号から、8 月 1

日号)に、「外国行政訴訟の研究報告」というテーマでの特集記事の中に、米英独仏 EU の行政訴訟についての詳細な比較研究が行われた(以下「ジュリスト外国行政訴訟特集」という。)に示唆を得て、行政裁量と実質的証拠法則・明白の原則の関係について、同報告と実務のギャップを指摘し、英米仏独 EU の制度の比較を行う。日本の独禁法では、審決に対する実質的証拠法則が定められているため、行政裁量の問題は意識されていない。しかし、最近の独禁法再改正に関し、審判手続の廃止が強く主張されている。審判手続を廃止すれば、行政裁量の問題が、事業者にとって取消訴訟における最大の関門となるにもかかわらず、審判手続廃止の議論では、この点についての注意がほとんど払われていない。また、実質的証拠法則についても、行政裁量との関係があまり意識されず、審判制度をとる結果として生じる裁判所を拘束する特殊な原理という観点からばかり議論されている。本章では、機能の面からは、行政裁量の限界を画すところに実質的証拠法則の意義があり、欧州の明白の原則も類似の機能を営んでいることを明らかにする。

第 3 章は、欧州委員会の事前聴聞手続を概観するものである。日本では、委員会手続というと、米国の手続しかないかのように論じられているが実は、欧州委員会手続こそが、もっとも広汎に活用されている委員会手続であり、上記の米国モデルの特殊性を捨象したよりオーソドックスな聴聞手続として設計されている。

欧州委員会の聴聞手続を要約すれば、まず、被審人の欧州委員会の手持ち証拠にアクセスする権利を保障するため、違反行為の通知である違反行為告知書(statement of objections)の送付時において、欧州委員会は、欧州委員会のファイルの CD-ROM を被疑事業者に交付する。この違反行為告知書は、認定の基礎となった事実および証拠関係を詳細に示すものとなっている。違反行為告知書の内容を争う場合、違反行為告知書に記載された期限内に答弁書(reply)を提出する。

通常の事件でだいたい違反行為告知書の送付から半年程度の期間を置いて口頭聴聞期日(oral hearing)が執り行われる。その期間は通常の事件では半日か 1 日、複雑な事件でも 2 日から 3 日である。口頭聴聞期日(oral hearing)は、被疑事業者が答弁書の内容を聴聞官、欧州委員会および加盟国担当官(officer)の前で陳述し、欧州委員会、加盟国の担当官、事件の利害関係人・被疑事業者のプレゼンテーションに対する質問を行って、デュープロセスの原理である告知聴聞の機会を直接主義の観点から補充する手続と位置づけられている。実際の口頭聴聞期日は、制度が予定されている以上に、より証拠調べ手続的に運用されているともいわれる。口頭聴聞期日を経て、聴聞手続は、違反行為告知書の送付から原則半年、複雑な事件でも 1 年以内に終結し、正式な決定が下される。

第 4 章は、英独仏と米国 FTC の執行手続を概観するものである。欧州各国は、EU の手続の根幹である詳細な事実認定を行った異議告知書の送付、執行当局のファイルへのアクセス、指定期間内に答弁(reply)を書面で提出させるという制度を取り込み、各国の行政

手続に合わせたバリエーションにより運用されている。ここでは、加盟国競争法のうちもっとも重要な英仏独の執行手続を概観する。3カ国のうち、フランスの制度は、独立行政委員会制度をとることも含め、もっとも EU の制度に近い。イギリスの制度は、執行当局の行政処分後の事後救済において、特別の審判所(CAT) が管轄権を有する点に特徴がある。ドイツの制度は、秩序罰賦課手続が、個人への秩序罰(制裁金)の賦課を基本として、両罰規定的に秩序罰の賦課を法人に及ぼすという制度となっていることからくる特殊性がある。この点は、ドイツが自己負罪免責特権の射程などで EU や他の加盟国と異なる取り扱いを行う理由であり、ドイツの執行手続の特殊性については、十分な考慮が払われるべきであるので、その点の記述はより詳細なものとしている。

米国 F T C の審判手続については、実際の実務と研究者が紹介している制度の祖語について論じ、FTC の手続で、ALJ の仮決定が、簡単に委員会に異議が出され、最終決定で覆ることが多い点を指摘している。

第 5 章では、日本の平成 17 年改正前の手続、平成 17 年改正後の現行手続、平成 23 年改正法案の各手続を、英米独仏の手続きと比較し、平成 17 年改正、平成 23 年の改正案の評価を行う。本章では、日本の手続についての理解が審判手続の独自性を強調しすぎるため、かえって、批判にさらされてきたこと、今回の改正で独禁法手続が、通常手続の延長に位置づけられることは、独禁法手続が、行政法手続に影響を与えるものとなる点の意義の大きさを明らかにする。

独禁法手続改正案(現行審判制度の廃止)に関しては、独立委員会制度または公取委の基盤を危うくするものとして事前審判制度への回帰も主張されているが、事前審判制度への回帰は、審判廃止論以上に問題が多い。日本の審判制度は、米国 FTC の審判手続をモデルとしているが、米国型の審判制度は運用が難しく、そのため制度の変更を余儀なくされたのであり、うまくいかなかった制度への回帰を主張するには、うまくいかなかった原因にどのように対処するかについての積極的な提示が必要であるが、その点の説得的提案はほとんど見られないこと、日本の行政法の体系と親和性を有するのは、欧州の聴聞手続であり、今後はその方向に進むべきであると思われること、改正案は、欧州型の聴聞手続をそのまま採用したものではないが、手続管理官の導入など、欧州型の聴聞手続を意識したものとなっており、執行手続の効率性と手続的保障をうまくバランスした設計となっていることを検証する。

第 6 章では、準司法的手続・準司法的機関・審判といった伝統的理論を形成したキーワードの意義を再構成し、新手続は準司法的機関(行政委員会制度)としての公取委の性格に影響を及ぼすものではないこと、通常の行政手続より充実した聴聞手続であれば、準司法的手続とってよく、新手続は、行政手続法を出発点としつつ、それより手厚い手続においており、(争点整理に対する理由付けが相当程度充実するならば)新手続は、広い意味

での「準司法的手続」であり、広い意味での「審判」(簡略化された委員会審判)であるとも評価する余地があり、準司法的機関としての公取委の性格に影響を及ぼすものではないことを明らかにする。

沿革上、行政委員会と審判手続が一体的に導入された結果、行政委員会と審判手続が不即不離の関係にあるかのような認識が持たれ、その審判手続が、公開、対審構造、審判官の独立など裁判類似の特徴を備えていたため、公取委は準司法的権限を有し、それが公取委の力の源泉であるかのような理論(以下、「伝統的理論」という。)が形成されてきた。

伝統的理論は、細部に論者による相違はあるものの、「準司法的」という用語を中核的概念とした以下のようなアプローチであると整理できると思われる。審判手続は準司法的手続であり、独立行政委員会は準司法的機関である。準司法的機関であり、準司法的手続を有する公取委は、準司法的権限を有する。審判手続の廃止は公取委の有する準司法的権限の喪失であり、審判廃止により公取委が通常の行政機関と同じような行政権限だけを行わせるようになることは、独立行政委員会の存在意義の喪失につながるという見方である。

公取委が特別な行政機関であることが、政治的圧力から公取委を守り、冬の時代を生き抜いたとの認識が公取委 OB・研究者にあることが、今回の審判廃止に対する反対の論拠となっている。その歴史的意義は尊重に値するものの、法的な定義のない「準司法的」の意義を、裁判類似性の観点から解釈したものであり、この意義づけが今回の改正で公取委の手続の不正性として激しく攻撃される伏線になっている。公取委の権限が強化されつつある今日では、「準司法的」の意味を原点から再考する必要があるというのが本研究の主張である。

第7章は、行政調査手続について、防御権と調査妨害の観点から、日本固有の問題を分析したうえで欧州の調査手続と比較した上で、問題の所在を明らかにするものである。本章の背景には、民主党政権下において、独禁法に基づく立入検査その他の調査手続におけるデュープロセスの問題が独禁法手続改正のテーマとして、急速に浮上していることがある。この問題については、欧米と比較した日本の調査実務の不正性ないし前近代性(防御権保障の配慮への不十分さ)などが指摘されている。本章では、この問題提起が、欧米の実務の理解に正確性を欠いていること、欧米との比較論に関し、正式手続によらず同意による任意手続がとられる理由などの日本固有の事情の背景への理解が十分でないことを明らかにしつつ、このような問題提起には、供述調書による自白重視という刑事実務の延長で形成されている違法行為是正型の行政法執行実務の改革につながる点があることも検証し、そのためには、検査妨害に対する制裁の強化、裁判所の事実認定のあり方の改革など、事業者、裁判所、執行機関というすべての関係者の実務の変革が連動してなされる必要があることを明らかにしている。本章は、供述調書依存の実務の問題点、行政調査における黙秘権と自己負罪拒否特権の在り方も明らかにする点で、第2部と第3部を架橋するものと

なっている。

4 経済犯罪における証拠収集・立証手法・サンクシヨンのあり方をめぐる総合的研究(第3部)

第3部では、まず、市場経済を規律するためのサンクシヨンのあり方として広範な刑事罰規定を有する日本の制裁のあり方が時代の要請にこたえられない不適切なものとなっており、サンクシヨンの体系を規制緩和と事後救済の強化の趣旨に従って再構築する必要性を提言する(第1章)。第2章、第3章では、さらに、村木事件を題材として、供述調書を証拠の中心に備えそれを精密司法称する刑事司法は、実は、自白中心の前近代的司法であり、ときにラフ・ジャスティスと揶揄される欧米の刑事事実認定のあり方が、黙秘権・自己負罪拒否特権を人権として保障する憲法の規範に整合する事実認定であることを検証し、日本においても客観証拠を中心としたそのような事実認定に移行するべきであることを提言している。そのために客観証拠の正しい評価と司法取引の導入が不可欠であることを明らかにするものである。障害者郵便を不正に利用したいわゆる村木事件で、供述調書に依拠する立証手法が激しい批判にさらされている今日、このような変革は、喫緊の課題であると思われ、かかる問題意識に従い、経済犯罪における証拠収集・立証手法・サンクシヨンのあり方の改革の方向性を示すことを意図するものである。

第1章は、経済事件におけるサンクシヨンのあり方を検討する。経済事件では、刑事手続だけではなく、行政手続によるサンクシヨンも選択肢であるが、日本の刑事事件と行政事件のサンクシヨンのあり方について、裁量的課徴金は裁判所でないと課すことができないとのドグマの存在から、行政手続により裁量的課徴金が課すことができないために、行政法規の違反に対するサンクシヨンが刑事罰中心となっており、その結果、執行の面で、実効的な規制の障害となっている。そのような制度設計が比較法的にも異例であることを検証し、行政罰と刑事罰の棲み分けを含め、あるべきサンクシヨンの体系を示唆する。

第2章では、自白調書に依存する現行の刑事事件実務は、少なくとも(あるいは、「まず」)経済犯罪において脱却されるべきであり、欧米の実務と日本の実務を比較し、客観証拠と司法取引と言われる訴追免除合意を中核とした欧米の証拠収集実務の現状を紹介し、訴追免除や司法取引を活用することのできない実務運用では、黙秘権・自己負罪拒否特権を人権として強力に保護する近代刑事司法は機能しえないこと、その関係でロッキード事件最判をいかに位置づけるかを検証する。

このテーマについては、供述調書に依存する刑事司法実務の問題性と司法取引の導入の必要性を比較法と実務を総合的に検討した卓越した先行研究(以下「宇川論文」という)

があり、第2章は、この論文に多くの示唆を得ている。問題は、宇川論文が発表されてから15年もの月日が流れているにもかかわらず、供述調書に依存する刑事司法実務から脱却が全く進んでいないことである。

村木事件のような経済事件—障害者郵便の不正利用は、経済活動にかかわる詐欺(fraud)であることに本質がある—では、IQも高いエリートが被疑者であるときは、従来の供述調書依存の実務では、立証が失敗するリスクがはるかに高まる一方、経済犯罪では、犯罪に関与したもの、犯罪事実の周辺にある事実を知るものが複数いるので、司法取引のような実務を導入することにより、より説得的な立証活動をおこなうことができる。実際、刑法犯の実務を経済事件にそのまま持ち込もうとしたことが、本件の検察の失敗の本質であり、経済事件についての実務を現代化する必要は差し迫った問題である。本章は、経済事件を念頭に刑事実務の問題点を指摘し、自白調書に依存することなく「巨悪」に迫ることのできるような実務の改革の方向性を明らかにする。

第3章では、如何に客観証拠を活用するかについての示唆を行っている。ここでは、日本の「合理的疑いを入れない水準」の立証とは何かについて、欧米より理論的に高すぎるハードルが課されているのではないかという問題を検討したうえ、独禁法事件・金商法事件の行政事件をケーススタディの題材として、刑事事件において、どのような証拠をどのように活用すべきか、事例に即して実務の最前線にいる実務家にとって活用可能な立証手法を提示する。なお、行政事件を取り上げるのは、現状では、刑事事件は、完全な自白調書がある事例に限られるので、ケーススタディの題材として適切なものではないからであり、刑事事件の立証水準を、行政事件の立証水準まで下げるとか、逆に、行政事件の立証水準を刑事事件の立証水準に近づけることを意図するものではない。